

三鷹市教育委員会様

学園・学校名 三鷹の森学園三鷹市立高山小学校
校長名 吉村 達之 印

令和6年度教育課程について(届)

このことについて、三鷹市公立学校の管理運営に関する規則に基づき、教育支援学級(知的障がい)の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 学園の教育目標

(1) 学園の教育目標

三鷹の森学園は、幅広い知識と教養、真理を求める態度、豊かな情操、健全な心身など全人格的に調和のとれた人間力の育成を目指すとともに、情報化、グローバル化等のさらなる進展を踏まえて、次の4つの資質・能力の育成を通じて小・中一貫教育を実現する。

ア 社会の変化に対応し、自ら学び、知識・技能等を主体的に更新する力

イ 自ら問題を発見し、筋道立てて考えたり、試行錯誤したりしながら問題を解決する力

ウ 多様な人々との対話や協働を通じて、新たな価値やよりよい社会を創造していく力

エ 困難な場面に直面しても、ねばり強くかつ柔軟な発想で人生を切り拓いていく力

(2) 学園の教育目標を達成するための基本方針

スクール・コミュニティの創造を目指し、カリキュラム・マネジメントの視点に立った、教科等横断的な取り組みや、小・中学校のつながり、地域を生かした教育活動を通じ、学園の教育目標に示した4つの資質・能力について、家庭・地域と共有しつつ、全教育活動を通して育成する。

ア 社会の変化に対応し、自ら学び、知識・技能等を主体的に更新する力

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組むとともに、学習活動における日常的なICTの活用を通して、社会の変化に対応できるデジタル・シティズンシップの育成を図る。

イ 自ら問題を発見し、筋道立てて考えたり、試行錯誤したりしながら問題を解決する力

各教科等では、問題の解決に向けて児童・生徒の「粘り強さ」と「自らの学習を調整する力」が発揮される学習課題と学習活動の工夫に取り組む。

ウ 多様な人々との対話や協働を通じて、新たな価値やよりよい社会を創造していく力

社会に開かれた教育課程の下、地域の教育資源の活用を図り、児童・生徒が地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、目標に向けて取り組もうとする学園風土を醸成する。

エ 困難な場面に直面しても、ねばり強くかつ柔軟な発想で人生を切り拓いていく力

人や社会とかがわる活動や、社会貢献活動等を通して自己有用感とレジリエンスを高め、「生きる力」を育成する。

(3) コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校としての重点

ア コミュニティ・スクール委員会での報告、承認並びに協議の活性化を通して、地域との協働による学園運営の充実を図る。

イ 社会に開かれた教育課程の実現のために、学園教育目標を家庭や地域と共有するとともに、そのビジョンの理解と周知を図る。

ウ 9年間を通じて育成を目指す「資質・能力」を位置付けた「学園版カリキュラム」(カリキュラム・マネジメント・ガイド)に基づいて、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と実践に取り組む。令和4年度は、特に主体的に学習に取り組む態度の育成に重点を置く。

エ スクール・コミュニティ推進員の活躍を通して地域ネットワークの拡大と充実を図り、地域人財や知的・情報資源を活用した学習指導や「学園サポーター」を活用した教育活動、大学等と連携した「地域未来塾」などの取組を積極的に進め、地域ぐるみで「人間力」「社会力」を育成する。

オ 「三鷹市小・中一貫校 小・中一貫カリキュラム(更新版)」を活用し、義務教育9年間の連続性と系統性のある学習のさらなる充実に向け、小・中一体となって指導に取り組む。

(4) オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承について「ボランティアマインド」の育成に重点を置いたこれまでの学園の取組をレガシーとして継承し、各学校においてそれぞれの特色に応じた新たな取組を進める。

2 学校・学級の教育目標

(1) 学校の教育目標

- ◎ア 考える子ども（知育） 社会の変化に対応し、自ら学び、知識・技能等を主体的に更新する力を育成する。
- イ 心豊かな子ども（徳育） 多様な人々との対話や協働を通じて、新たな価値、社会を創造する力を育成する。
- ウ じょうぶな子ども（体育） 困難な場面に直面しても、ねばり強くかつ柔軟な発想で人生を切り拓いていく力を育成する。
- エ 実行する子ども（才育） 自ら問題を発見し、筋道立てて考えたり、試行錯誤したりしながら問題を解決する力を育成する。

(2) 教育支援学級の教育目標

- ◎ア 自分のめあてに向かってすすんで取り組み、考える力を育成する。
- イ 関わり合いを通して、自分の気持ちを表現させ、思いやりの心を育成する。
- ウ じょうぶな体とたくましい心を育成する。
- エ 自分のことは自分でしようとする意欲と態度を育成する。

(3) 学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

- ア 学校の教育目標「考える子ども」を受け、「自分のめあてに向かってすすんで取り組み、考える力を育成する」を令和6年度の重点目標とする。これからの社会をたくましく創造的に切り拓いていける資質・能力の育成を図り、個人と社会のウェルビーイング実現のため「人間力」「社会力」を主体的に発揮できる子どもの育成を目指す。
- イ 家庭・地域との連携を強化し、「6つの学習習慣」（三鷹の森学園スタンダード）と望ましい生活習慣について保護者と共有し、個に応じたきめ細やかな指導を行う。開かれた学級をめざして日常的に学級を公開し、地域の人々の理解と啓発を図る。
- ウ 教育支援における個別最適化を一層推進するため、児童一人ひとりの発達や障がいの実態、固有のニーズを的確に把握し、個別の教育支援計画や個別指導計画に基づいて、個に応じた指導の充実を図る。
- エ 児童相互が豊かな関わりをもてるよう、必要に応じて個別やグループの指導、学級全体での指導を行う。
- オ 教職員間で成果と課題を共有し、児童一人ひとりの特性に応じた具体的なめあてをたて、授業の改善を図る。
- カ 児童の実態に応じて、学習用タブレット端末や短焦点プロジェクター等のICTを積極的に活用し、社会の変化に対応できるデジタル・シティズンシップの育成を図る。
- キ 「特別の教科道徳」を児童の発達段階や課題に合わせて展開し、友達との豊かな関わり合いの中から、一人ひとりの実態に応じた問題や課題を設定し、主体的に考える力の育成に努める。
- ク 日常的に人との豊かな関わりがもてるよう、交流及び共同学習の年間計画に沿って、通常の学級の教職員との連携を図る。学校行事、たてわり班活動、学年交流、教科学習、給食交流などを通して、児童の実態に応じた交流を行い、児童相互の理解を深める。
- ケ 「プレ中学校体験」「教育支援学級学園交流会」を通して、学園の教育支援学級間の交流を深め、小中一貫9年間の連続性を重視した教育の充実を図る。
- コ 作業療法士や言語療法士との連絡を密にして共通理解を深め、児童の発達を促し、一人ひとりの長所や得意な面を伸ばすための指導を図る。
- サ 生涯を通して運動に親しみ、健康の増進と体力の向上を図ろうとする態度を養う。

(4) 学園の教育目標を達成するための学校としての重点

- ア スクール・コミュニティの創造を目指し、「カリキュラム・マネジメント・ガイド」を実践し、教科等横断的な取り組みや「主体的・対話的で深い学び」の視点で全教科、領域の授業改善を行うと共に、9年間の系統的な指導により学園の教育目標にある4つの資質・能力の育成を図る。基礎的・基本的な知識や技能の習得とともに活用を図る学習を重視し、学習用タブレット端末、短焦点プロジェクター等、ICTを活用した指導の工夫改善を行う。
- イ 学園サポート事業の「学園サポーター」を計画的・積極的に活用し、学校行事や学園行事、児童・生徒の交流や地域人財・保護者等、人と関わる学習や体験を計画的に実施し、豊かな人間性を育む教育を進める。
- ウ スクール・コミュニティ推進員の活躍を通して地域ネットワークの拡大と充実を図り、地域人財や知的・情報資源を活用した学習指導、大学等と連携した「みたか地域未来塾」などの取組を積極的に進め、地域ぐるみで「人間力」「社会力」を育成する。

- エ 複雑化・多様化する課題に対応するとともに、新しい時代に求められる資質・能力を育むために、学園・学校内外の多様な人財のより機能的な活躍を図ることで学校のマネジメント力を強化し、「チーム三鷹の森」「チーム高山」として教育活動を組織的に向上させる体制を構築する。
- オ 児童への豊かで実りある教育活動を行うために、すべての教職員等が児童の権利に関する条約の四つの原則（①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命・生存・発達に関する権利、④意見を表明する権利）を理解し、教職員同士（事務職員や学校用務員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等も含む）はもとより、教職員と関係機関や地域の人々が連携・協働できる組織風土（雰囲気）や体制を整備する。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の指導の重点

ア 各教科

- (ア) 個別最適な学びを実現するため、児童一人ひとりの実態に応じて個別指導計画を立て、スモールステップでの学びを実現する。操作活動や体験的な活動を十分に取り入れ、基礎的・基本的内容の定着を図る。
- (イ) 児童が興味・関心をもち、意欲的に学習できるような魅力のある教材、教具を開発する。個々の実態に応じて学習用タブレット端末、短焦点プロジェクター等、ICTを有効に活用し、学習効果を高める。
- (ウ) 「主体的・対話的で深い学び」の視点から、児童が自ら考え、判断し、主体的に問題を解決しようとする態度を育成する。
- (エ) 協働的な学びを実現するため、習熟度や実態に合わせてグループを編成し、児童相互の関わり合い・学び合いの中で、個々のねらいの達成を図る。
- (オ) 「6つの学習習慣（三鷹の森学園スタンダード）」を個々の実態に応じて家庭に提示し、共通理解を図る。

イ 道徳

- (ア) 児童相互の関わりを大切にし、友達を思いやり、協力する態度や実践力を育み、「いじめ防止対策」へつなげていく。
- (イ) 道徳授業地区公開講座では、考える場面を設定した授業公開をするとともに、協議会形式を工夫するなど、学校・家庭・地域が連携して児童の道徳的実践力と判断力の育成を図る。
- (ウ) 教科書に加えて、児童の実態に応じて、「私たちの道徳」及び、「東京都教育委員会道徳教育教材集」などの資料を活用し、道徳的価値について一人ひとりが考えをもてるよう指導を行う。
- (エ) よりよい生き方への自覚を促すために、具体的な体験を通して人のために尽くす喜びや尊さを体験させる。

ウ 外国語活動

- (ア) 外国語の音声やリズムに慣れ親しみ、簡単なあいさつや返答をする楽しさを体感させる。
- (イ) 日本と外国との生活、習慣、文化の違いについて体験的に理解を深める。
- (ウ) ALTとの連携を図り、児童の実態に応じた学習計画を立てる。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 「人との関わり」「自然との関わり」「ものとの関わり」の三つの領域で単元を設定し、自ら考え、主体的・創造的に取り組む力を育成する。
- (イ) 学習用タブレット端末等を有効に活用し、具体的な操作方法を習得し、情報活用能力を育成する。児童の実態に応じたデジタル・シティズンシップ教育を推進し、インターネットの正しい使い方や安全な活用方法を学ぶ。
- (ウ) オリ・パラ種目の体験を行い、「学校2020レガシー」として継続して学ぶ。

オ 特別活動

- (ア) 学級会や話し合い活動など望ましい集団活動を通して、自主性・社会性を育成する。
- (イ) 係・当番活動を通して、自分の役割を理解し、責任を果たす能力や態度を養う。
- (ウ) 行事、クラブ活動、委員会活動、たてわり班活動などを通して、通常の学級との交流を深め、高山小の一員としての所属感をもち自己有用感を養う。

カ 自立活動

- (ア) 児童一人ひとりのサインを全職員で見逃さず受け止め、適切な人間関係を育てると共に自己肯定感を高め、情緒の安定を図る。
- (イ) 言語聴覚士、作業療法士などの専門家の指導、助言を生かし、児童の実態把握を行い、発達を促す効果的な指導を実践する。
- (ウ) 自立活動を、全教育活動を通じて随時指導するとともに、とくに日常生活の指導、生活単元学習の中で、一人ひとりに応じた言語、運動などの指導を行う。
- (エ) ユニバーサルデザインの考えに基づいた、一人ひとりのニーズに応じた合理的な配慮を行う。

キ 各教科等を合わせた指導

(ア) 日常生活の指導

学校生活全般を通して食事、排泄、着脱、身辺処理など日常生活に必要な基本動作の指導を継続して行い、望ましい生活習慣の形成を図る。個に応じた目標を設定し、宿泊学習の際には、成果と今後の課題について明らかにし、保護者と共有する。

(イ) 生活単元学習

カリキュラム・マネジメントにより、各教科・道徳との関連を明確にし、総合的に活動を展開することにより学習効果を高める。季節の行事、栽培・収穫を題材とした単元、社会生活に関連した単元などの体験活動を通して、経験を広げ、生活に必要な力を育成する。個々の実態に応じて、学習用タブレット端末を活用する。また、「宿泊学習」「体験学習」などの各行事の事前事後学習を行い、活動の見通しをもって自ら行動する力の素地を養う。

(2) 特色ある教育活動

ア 全員参加の宿泊学習を毎年行い、1年次から継続して身辺処理能力や集団生活に必要な態度を養う。

イ 栽培、収穫、調理の活動を継続的にを行い、食に関する興味や知識と実践的な生活力を育成するとともに、意欲的・主体的に活動する態度を養う。

(3) 生活指導

ア 挨拶、身の回りの整理整頓、排泄、衣服の着脱、食事など、日常生活に必要な基本動作の定着と基本的生活習慣の確立を目指し、学年や発達段階に応じた指導を家庭との連携を図りながら継続的に行う。

イ 児童同士の関わりの中で、ルールを守って行動できるようにし、社会性を高める。

ウ 自分の体に関心をもたせ、健康や安全に気を付けさせると共に、危険を予知し、回避する力を培う。

エ 「SOSの出し方に関する教育」を推進し、児童が適切に援助要請をできるようにし、自殺予防を図る。

オ 学校や児童の安全を確保するために、警察などと連携した「セーフティ教室」を実施する。また、保健学習において、「薬物乱用防止」に向けた内容にも積極的に取り組む。

カ 学校の全体計画に基づき、いじめに対する毅然とした対応や人権感覚を養う指導を通して、いじめをしない・見過ごさない・許さない実践力を培う。また、児童が相談をしやすい環境づくりに努める。

キ 放課後や休日の過ごし方について家庭と連携し、将来の充実した余暇活動につながるよう指導を行う。

ク 長期欠席傾向の児童が出た場合は、登校支援シートを活用して迅速に状況を把握し、家庭や関係機関等と連携した支援を行う。

ケ 意見を表明する権利を確保するため、児童の意見を聞く機会を積極的に設ける。

コ 「三鷹デジタル・シティズンシップ育成方針（令和5年3月策定）」に基づき、1人1台の学習用タブレット端末を活用し、児童が見通しをもって生活できるような取組を実施し、デジタル・シティズンシップ教育の推進を図る。

(4) 進路指導

ア 総合教育相談室や第三中学校教育支援学級、特別支援学校との連携を図り、学校公開や体験入級を通して、保護者の相談に応じながら適切な進路指導に努める。

イ 市内の関係諸機関や、医療との連携を図り、将来の地域での自立生活を見通した適切な進路指導を行う。

ウ 児童の発達段階に応じてキャリア・パスポートを活用し、自立や自己理解の指導を実践し、将来の自分の姿に期待感をもち、社会的自立を目指す態度を育成する。

(5) 交流及び共同学習

ア 校内の交流教育推進委員会を中心に、通常の学級との交流を充実させ、望ましい人間関係を育成する。

イ 児童が共に学び成長し合えるようにするために、通常の学級との共同学習を実践する。通常の学級の1年生とは交流集会を行い、6年生とは掃除交流を行う。小学校生活の入り口と出口で密なかかわりを持つことで、相互の理解を深める。

ウ 「プレ中学校体験」「教育支援学級学園交流会」を通じて、学園の教育支援学級との交流を深める。

エ 教育支援コーディネーターや校内の交流教育推進委員会を中心として、通常の学級との連携や副籍事業の円滑な推進を図り、望ましい交流活動を行う。

3 その他の配慮事項

(1) 1単位時間は原則として45分とするが、学習の課題や児童の実態に応じて、弾力的に扱う。

(2) 体力テストの結果や作業療法の専門家の助言を生かし、児童の運動における課題を的確に把握し、体力の向上を図る。多様なスポーツを友達と一緒に楽しめるよう工夫し、将来の余暇活動につなげる。

(3) 活動の目的に応じて、交流学級との連携を密にし、適切な学習集団を設け、児童の心身共に健やかな成長を促す。

(4) 連絡帳や保護者会などを通して、保護者との連携を図り、理解と協力を深める。

(5) 教育活動全般において、障がいの種別や特性に配慮した指導を行う。

(6) 作業療法・言語療法や専門家診断での指導を生かし、訓練士や医師などと連携を取りながら、児童の実態に即した指導を行う。

(7) 児童一人ひとりの実態に応じた学校行事への参加の仕方を通常の学級担任と相談し、共通理解を図る。また、職員会議や通常の学級においてわか竹学級についての理解教育を行い、校内における教育支援についての理解を図る。